

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2012. 3. 23 早春・特別号

本号の内容

知事のイスが差し押さえられた！
～判決対応に係る政策法務の源流～



千葉県 総務部 政策法務課
政策法務室 中庁舎6F
電話 043-223-2157
FAX 043-201-2612
Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

金銭給付を目的とする訴訟の被告となった場合、判決に際して、差押えのリスクがあります。今から約40年前、千葉県庁で実際に、知事のイスが差し押さえられるという出来事がありました。前代未聞の事態は「なぜ」「どうして」起こったのでしょうか。その顛末を振り返り、対策を確認します。

今から36年前の昭和51年2月7日に千葉県庁で知事のイスが差し押さえられるという出来事がありました。この差押えは、道路の管理瑕疵に関する裁判で千葉県が受けた仮執行宣言付き敗訴判決に基づくものです。

千葉県では翌年4月1日に文書課内に訟務班を創設し、県庁内の訴訟案件を統括するとともに、運用面では、仮執行宣言対策を充実しました。

十年一昔といいますが、これらの出来事は約40年前のことです。県庁内でも漠然とは伝えられていますが、記憶も風化してきました。千葉県の新任訟務担当職員も、外部の研修に行つて講師の方から初めてこの出来事について聞くという状況です。

そこで当時の記録と、この事件に関わった元職員に確認したことを踏まえて事件を振り返り、判決対応に係る政策法務の源流として、記憶を新たにしたいと考えました。

なお、判決対応等で、不安や疑問の点は、政策法務課の訟務担当にご相談ください。



1 当日の新聞記事（2月7日付け朝日新聞夕刊）

知事室の備品など差し押さえ執行

息子が死亡事故を起こしたのは県道の未舗装のためであると、県の責任を問うて損害賠償を請求していた千葉縣市川市の運送業者夫妻が勝訴したのに、県は支払う誠意を見せないとして七日、夫妻の差し押さえ請求に基づき、千葉地裁の執行官が県庁の知事室で、知事の執務机や応接セットなどの差し押さえを強制執行した。

この日午前十時半ごろ、執行官に同行した弁護士によると、一月三十日に千葉地裁民事部から「県は両親に九百六十万四千円を支払え」と命じたのに、県は全く誠意を見せず控訴をしそうなので差し押さえに踏み切ったとしている。（中略）

千葉地裁の執行官、弁護士らが県庁秘書課に現れ、「これから差し押さへの執行をする」と宣言。秘書課は「知事室にも、副知事室にもお客が来ているから」としてしばらく押し問答が続いた。

午前十一時、不在の出納長室の机などを差し押さえ、さらに十一時十分、知事の机や応接セットなど二十八点を差し押さえた。競売は今日十八日という。

2 仮執行宣言付き判決とは



実際の仮執行宣言付き判決は、「この判決は、仮に執行することができる」と本文中に記載されます。判決は、上訴期間が過ぎるなどの事由により不服申立てができない状態（以下、「確定」といいます。）となって初めて強制執行ができるのが原則です。仮執行宣言付き判決は、判決が確定する前に、強制執行ができるようにする制度であり、「仮」とありますが、暫定的な処分である仮差押えとは異なり、本来的な強制執行ができる判決です。そのため判決が覆された場合には、第一審で敗訴し仮執行された債務者が損失を被る場合があります。

しかし、判決が確定するまで執行できないという原則を貫くと、被告側が控訴することにより、第一審判決の確定までにかかりの日数を要することになって、債権者の権利実現が遅れるばかりか、履行を引き延ばすことだけを目的に控訴されるおそれさえあります。

そこで、被告側が控訴できるようにするとともに、勝訴した原告側が判決確定前であっても判決内容を実現できる途^{みち}を開いて、利害の公平をはかろうとするのが、この制度です。現在は、民事訴訟法第259条に規定されています。

3 強制執行とは



強制執行は、勝訴判決を得たにもかかわらず相手方が任意にお金を支払ってくれない場合に、判決を得た人の申立てに基づいて、相手方に対する請求権を、裁判所が強制的に実現する手続です。強制執行は、執行文の付された債務名義（実現されるべき債権の存在および範囲を公的に証明した文書）に基づいて実施されます（民事執行法第25条）。

仮執行宣言付きの判決も債務名義となりますが、強制執行をする場合には、さらに判決をした裁判所の書記官による執行文の付与が必要です。

執行文とは、有効な債務名義の存在、執行適格などの事項を執行機関以外の機関に審査させて執行機関の負担を軽減し、執行の実施に専念させるためのものです。

4 本件の判決言渡しから差押えまで

判決言渡しの後、2月4日に県側弁護士に判決書の送達があり、県庁に判決正本が渡ったのは2月6日でした。一方差押調書によれば執行文が付与されたのは2月6日でありその翌日に差押えが執行されています。また、当時の報道状況を見ると1社は当日の夕刊で、翌日朝刊では全国紙5社と地元紙1社が執行状況を克明に示す写真を掲載していました。これらことから原告側は2月6日前に強制執行の意思を固めていたことが想像できます。

千葉県としては、原告が千葉県民であり、事故の被害者が死亡していることから、千葉地方裁判所の第一審判決に対して控訴するかどうかを決めかね、控訴期限の2月18日まで数日あることもあり、控訴していませんでした。

このとき担当者は、これまでの裁判官の傾向からみて道路管理者に対して厳しい判断がされるのではないかと覚悟をしていたようです。

また、相手方弁護士も、当時著名な法曹団体に属している人でした。そのような中で、担当者は、書記官による2月6日の執行文の付与の動きを把握していました。

しかし、960万4000円の債権に対して、差し押さえた動産の価値は100万円不足でしたから、この強制執行は、債権者、債務者両当事者にとって、まさに象徴的な色彩の濃いものでした。

5 2月7日の差押えとそれからの県の対応

2月7日に仮執行宣言付き判決に基づく差押えが執行され、2月18日午後2時から差押動産のある千葉県庁内で競売が執行される予定となってしまいました。



●強制執行を防ぐために

千葉県としては、知事のイスを競売されては困りますので、控訴期限まで5日を残して2月13日（金）に東京高等裁判所に控訴するとともに、強制執行停止決定申立て及び強制執行取消決定申立てをしました。

東京高等裁判所は、即日、「1月30日に言い渡した仮執行の宣言を付した判決に基づく強制執行は、申立人（千葉県）において保証として金320万円を供託したときは、本案控訴事件の判決のあるまで、これを停止する」決定（強制執行停止決定）をし、また、「仮執行宣言付きの判決に基づいてなした強制執行は保証として金33万4000円を供託したときは、これを取り消す」との決定（強制執行取消決定）をしました。

その日のうちに千葉県は強制執行停止の保証のために320万円を、強制執行取消の保証のために33万4000円をそれぞれ東京法務局に供託し、その供託書を千葉地方裁判所書記官に保証金として納付して供託証明申請をしました。翌日の14日（土）に千葉地方裁判所の書記官から供託証明が出ました。

そして、この供託証明書と担保を条件とした強制執行停止及び強制執行取消の決定書を執行裁判所に提出しました。

その後、2月16日（月）付けで千葉地方裁判所の執行官から差押解放調書が送達されました。このことをもって、東京高等裁判所での控訴審の判決があるまでは強制執行がされなくなり、差押えは解除されて動産は県に引き渡されました。

●控訴審勝訴判決に基づく供託金の取戻し

第一審判決から2年7カ月後の昭和53年9月9日に控訴審の判決が言い渡され、千葉県はその日に判決正本の交付を受けました。千葉県の勝訴判決でした。この判決は10月3日に確定し、この結果、仮執行宣言は取り消された

こととなります。

このあと、千葉県としては、強制執行停止及び強制執行取消の保証として供託した353万4000円を返してもらう必要があります。そこで、千葉県は、昭和51年2月13日の強制執行停止決定及び強制執行取消決定について、千葉地方裁判所書記官に保証取消決定の申立てをし、その日のうちに保証取消決定を得ました。この決定に基づいて供託金を取り戻しました。

この保証取消決定の申立ての際、取消事由の疎明（証明とは異なり、確からしいという心証を生じさせること。）をしますが、このときは東京高等裁判所の判決確定証明を得て保証の事由が止んだことを疎明しました。

このように、2月7日の差押え以降、13日中には素早く控訴、強制執行の停止、強制執行の取消しの手続が進められているのですから、当時の県の担当者の経験不足・体制の不備が差押えを招いたのではないことがわかります。

6 仮執行宣言付き判決への対策

① 仮執行宣言

財産上の請求に関する判決は、裁判所が申立てにより、又は職権で、仮執行できることを宣言できます（民事訴訟法第259条第1項）。仮執行宣言の申立ては、一般的には、訴状の請求の趣旨に「・・・との判決及び仮執行の宣言を求める。」とします。

② 仮執行免脱宣言

裁判所は、申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、仮執行を免れさせることができます（同法同条第3項）。敗訴判決のとき強制執行されないようにするために、請求の趣旨に対して「請求を棄却するとの判決及び仮執行免脱宣言を求める。」と答弁することも意味があります。

③ 判決への記載

仮執行免脱宣言の例としては、「この判決は、

第1項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告は、〇〇万円の担保を立てて、この仮執行を免れることができる。」というように記載されます（同法同条第4項）。

④ 判決前の準備



仮執行宣言も仮執行免脱宣言も裁判所が職権でできますので、判決があるまでの対策としては、担保を立てる準備をします。

なお、判決の言渡期日には、直ちに対策を講じるために出廷する方が無難です。

⑤ 仮執行免脱宣言が付いている場合の控訴

仮執行免脱宣言が付されているのであれば、条件とされている担保を立てます。そうしないと、仮執行を免れることはできません。ただし、仮に担保を立てても、強制執行は続行しますので、執行裁判所及び執行官に担保を立てた旨を上申しておく必要があります。

⑥ 仮執行免脱宣言が付いていない場合の控訴

仮執行宣言を付した判決に対して控訴した場合、控訴した裁判所（高裁）又は訴訟記録のある判決裁判所（地裁）に強制執行停止決定を申し立てなければなりません。裁判所は担保を立てさせて強制執行を一時停止することができます（同法第403条第1項）。

この場合、担保決定を得てその額を供託してから強制執行停止を決定する場合と担保を立てることを条件として強制執行停止を決定する場合とがあります。

仮執行免脱宣言の付いた場合も同様ですが、担保を立てることを命じた裁判所又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託します（同法第405条第1項）。

⑦ 控訴しないのであれば



できるだけ早く、相手方債権者に判決に基づく賠償金を支払う旨を通知しなければなりません。ただし、賠償金を支払う意思を通知していても相手方は仮執行宣言に基づく強制執行

をすることは可能です。強制執行を止めるには、機先を制する必要がありますので、直ちに弁済、弁済供託をして債務を消滅させなければなりません。なお、債務が消滅しても、差押えが執行されることもありますので、念のため執行裁判所、執行官への上申をしておきます。

⑧ 判決裁判所への供託書の納付

担保を立てることを条件として強制執行停止決定が出た場合は、供託書正本を判決裁判所に納付し、供託証明を得ます。

⑨ 執行裁判所へ執行停止決定関連書類を提出

執行裁判所に、執行停止決定書を提出するとともに、担保を立てることを条件として決定されている場合は供託証明書を提出して、はじめて強制執行を停止させることができます（民事執行法第39条第1項）。

執行停止決定と担保を立てるのはどちらが先かという問題がありますが、これは担保を立ててから執行停止決定されるのか、担保を立てることを条件とされるかの違いです。

⑩ 執行官に上申書を

判決裁判所と執行裁判所はそれぞれ独立して強制執行事務を処理しますし、判決裁判所から執行停止決定がされても、そのままでは執行裁判所は強制執行を続行します。

そのため、執行官に対しても、強制執行停止決定がされていることを上申しておくことが必要です。



⑪ 担当組織の整備

千葉県では、昭和52年3月までは、各事業部各課がそれぞれ訴訟事務を担当しており、訟務を統括する部署はありませんでした。

しかし、①渉外事務であり統括する部署がある方がたらいまわしなどのおそれがない、②担当課だけの対応は、リスク管理の上で不適切であるとの理由により、昭和52年4月1日から訟務班が設けられ、現在の政策法務課政策法務室訟務班でも訟務を統括しています。

